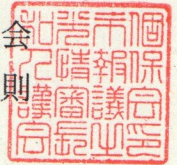


令和元年 8 月 5 日

和光市長 松本 武洋 様

和光市個人情報保護審議会

会 長 大島 義則



国民健康保険法第 75 条の 3 の規定に基づく埼玉県による保険給付の
点検調査に係るオンライン結合による情報の提供について（答申）

令和元年 8 月 5 日付け和情第 18 号により諮問のあった標記の件について、当審議会では、令和元年 8 月 5 日に会議を開催し、諮問内容を鋭意検討し、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論に至りましたので、答申いたします。

記

1 結論

諮問事項 国民健康保険法第 75 条の 3 の規定に基づく埼玉県による保険給付の
点検調査に係るオンライン結合による情報の提供について

和光市個人情報保護条例（平成 12 年和光市条例第 49 号）第 12 条第 2 項の規定に照らし、慎重に審議した結果、国保総合システムと埼玉県の間の専用ネットワークにより、和光市で管理しているレセプト情報を埼玉県と電子計算機の結合を行い提供することは法令等に定めがあり、また、個人情報の保護に関しオンライン結合において必要な措置が講じられていると認められるため、審議会として妥当であると判断する。

2 審議会の付帯意見

和光市からの同意により運用が開始された後、埼玉県でオンライン結合による個人情報の取扱いが適切に行われているか、十分な個人情報の保護措置を講じているか適宜確認すること。

以上